

# **サプライチェーン強靭化に向けた更なる措置 経済安全保障上重要な海外事業の展開**

**経済安全保障法制に関する有識者会議  
推進法改正に関する検討会合  
第1回資料**

**2025年11月27日**

## **1. サプライチェーン強靭化に向けた更なる措置**

- ・役務に関する措置**
- ・安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置**

## **2. 経済安全保障上重要な海外事業の展開**

# 役務に関する措置（1）方向性

## 物資の機能発揮に必要な役務の例：光海底ケーブルの敷設

- ・ 国際通信の99%は光海底ケーブルを経由していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要不可欠な物資であるが、その機能の発揮には海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要である。
- ・ 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる。



光海底ケーブル



光海底ケーブル敷設船

## これまでの主な議論等

- 物資の供給に必要な役務はリスクが大きいものの、現状、対策が行われていない。海底ケーブルの敷設についても、海外は政府が相当程度支援しているが、日本は民間が対応している。
- 役務については、推進法の第2章サプライチェーンパート、第3章インフラパートのどちらで対応するのか。

## 考えられる方向性

- サプライチェーン強靭化支援の対象に、重要な物資の供給に必要な「役務」を含める。

# 役務に関する措置（2）論点

## 現在の措置と課題

- ✓ 重要な物資の安定供給確保を図るため、12の物資（特定重要物資）を指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援（予算総額2.4兆円）。
- ✓ 一方、光海底ケーブルの敷設役務など重要な物資の「供給に不可欠な役務」を外部依存することにより、物資（物資に期待される機能の発揮を含む。）の安定供給が脅かされるおそれがある。



## 論点

- ① 重要な物資の「供給に不可欠な役務」を物資にひも付けて支援する必要があるのではないか。
- ② 重要な物資の「供給に不可欠な役務」として、光海底ケーブルの敷設のほかにどのようなものが考えられるか。  
(例) 人工衛星の軌道投入役務としての射場の整備など
- ③ 物資の「生産」を所管する大臣と「役務」を所管する大臣が異なる場合も、両大臣が連携してしっかり対応すべきではないか。  
(例) 光海底ケーブルの場合、ケーブルの製造については経済産業省、ケーブルの敷設は総務省の所管であり、製造・敷設の両面で外部依存性が認められる場合、双方に対応しなければ、物資の安定供給確保が担保されない。
- ④ 「役務」の場合、取組目標の定量的な設定などにおいて特に配慮すべき点はあるか。  
(例) 工作機械の生産基盤強化の場合、「2025年に8万台/年、2030年に11万台/年の生産能力の強化」を目標としているが、役務の場合はどういうに定量的な目標の設定が可能か。

# 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置（1）方向性

## これまでの主な議論等

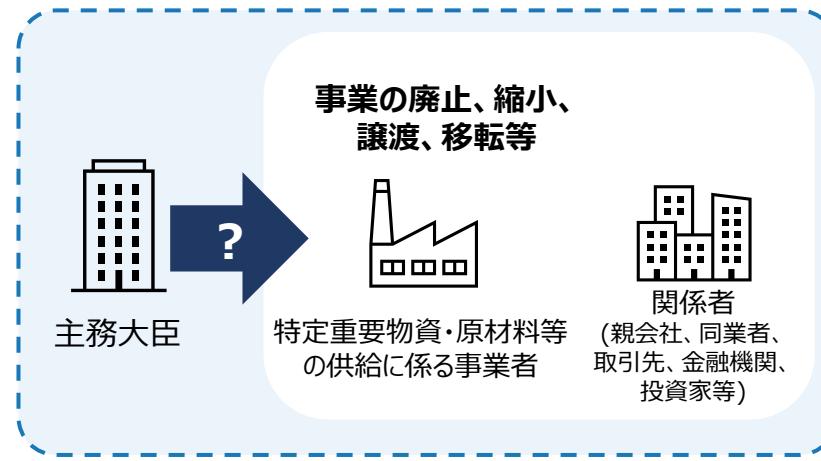
- 中小企業中心に懸念国からの買収危機も報告されている。特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合、国が民間に代わって重要な物資の安定供給を実施することも一案であるが、企業が主体的に生産能力を維持するための環境整備を行ってはどうか。
- 業界の市場動向や投融資先の日々の活動に関する様々な情報を持ち、市場合理性とともに経済安全保障の確保に価値を見出す金融機関等と連携することも重要。

## 特定重要物資の安定供給確保

平時



支障が生じるおそれ



困難



※Government-Owned, Contractor-Operated (国有施設民間操業)

## 考えられる方向性

- 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合に、適切な対応が行えることを明確化する。

# 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置（2）論点

## 計画認定を受けていない事業者に関する措置

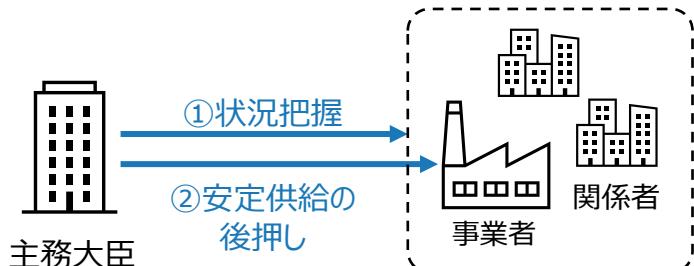
### 現行

特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする  
**事業者が自発的に供給確保計画を申請。**

### 論点

特定重要物資等の安定供給に支障が生じるおそれがある場合には、

- ① **主務大臣が、事業者や関係者から状況を把握する必要があるのではないか。**
- ② ①の結果、必要があれば、主務大臣が、推進法に基づく認定・支援制度の活用により、**安定供給確保に向けた取組を後押しすべきではないか。**



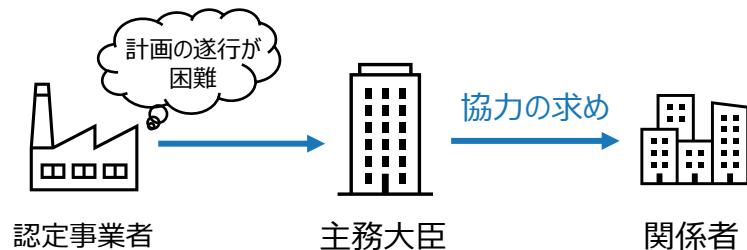
## 計画認定を受けている事業者に関する措置

### 現行

計画認定を受けた**事業者が、独力で計画に基づく取組を遂行**することが基本。

### 論点

- ③ 認定計画の実施が困難となるおそれが生じた場合には、**主務大臣が、関係者に必要な協力のお願いを行うなど、計画遂行のため対応すべきではないか。**



### その他

- ④ 上記措置の実効性を担保するためには、**主務大臣、事業者、関係者の連携・協力が必要**ではないか。**「関係者」としてどのような者が想定されるか。**  
(例：親会社、同業者、取引先、金融機関、投資家など)
- ⑤ GOCOのような**国が自ら行う措置の前段階として、適切な手法**として何があるか。

## **1. サプライチェーン強靭化に向けた更なる措置**

- ・役務に関する措置
- ・安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置

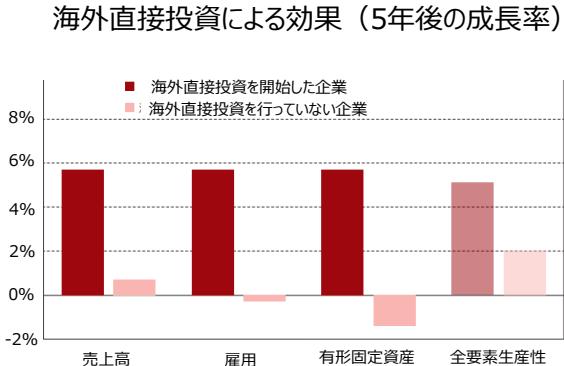
## **2. 経済安全保障上重要な海外事業の展開**

# 経済安全保障上重要な海外事業の展開（1）方向性

## これまでの主な議論等

- 多くの資源を国外に依存し、日本企業の工場・研究所が海外にも立地する現状において、グローバル・サウス諸国等と協働し、経済安全保障上重要な海外事業を実施していくことが必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業を政府が主体性を持って展開するツールを持つことが重要。
- 資金面では補助金以外のインセンティブを与える手段もあるのではないか。また、海外事業においては政府がサポートしていること自体による効果も大きいなど資金面以外での支援も重要。
- 海外事業支援を通じた国内裨益についても考慮することが重要。

## (参考) 海外直接投資による効果（5年後の成長率）、グローバル企業の海外生産比率の上昇による影響



・製造業の海外直接投資開始企業について見ると、売上高、雇用者数、資本ストック額の5年後の変化率が、海外直接投資を開始しなかった企業と比較して大きいことが示唆された。

・グローバル企業の海外生産比率の上昇は、グローバル企業の海外現地法人がその国内事業所の周辺地域に立地する事業所からの調達の増加を通じて、国内の地域の輸出を増加させている可能性があることが示唆された。

出典：通商白書2023（経済産業省）

## 考えられる方向性

- 推進法において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設する。

## 【対象事業】

- ① 海外事業における経済安全保障上の重要性はどのように判断するのか。  
(例：指針等で基本的な考え方を提示、財政当局及び外交当局を含む関係省庁との連携など)
- ② 支援対象とすべき「経済安全保障上重要な海外事業」としてどのようなものが想定されるか。  
(例：国際的な輸送網の強靭化、国際的な連携の強化、我が国の重要技術の海外展開など)  
(例：国際環境の変化を踏まえた経済安全保障上の重要性・範囲をどのように設定するか)

## 【支援内容】

- ③ 海外事業の実施段階を支援する場合、リスクの程度を考慮した上で、どのような支援が望ましいか。  
(例：民間からの出融資の呼び水となる機能を持たせるためには、一層強力なリスクテイクが必要など)
- ④ 国は、資金面以外に、どのような支援ができるか。  
(例：海外事業の展開に関する知見や助言等の提供、現地の最新の情報の提供など)

## 【モニタリング】

- ⑤ 海外事業を効果的にフォローアップするためにはどのような点を考慮すべきか。  
(例：海外展開に関する業務を行っており、知見を有する主体によるモニタリングをすべきなど)

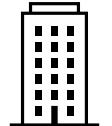
## 【制度イメージ】

- ①重要な海外事業の計画を作成



事業者

- ②計画申請



主務大臣

- ④計画認定・支援措置

- ③計画内容の審査